

多胎児妊産婦への医療費補助移動費補助策拡充に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 7 9 号

受理年月日 令和3年3月11日

付託年月日 令和3年6月11日

陳 情 者

陳 情 原 文 近年、多胎児妊娠出産の件数は増加傾向にあり、毎年約100人に1人の妊産婦が双子や三つ子などの多胎児妊産婦であり、江戸川区においては年間出生数の約6,000人のうち約120人ほどが多胎児であり、毎年約60人あまりの多胎児妊産婦が多胎児妊娠出産産後に多額の医療費の出費を余儀なくされている状況にある。また、多胎児妊娠は異常妊娠に該当し、妊娠時からリスクのみ背負うこととなり、妊娠中の長期入院、頻回な妊婦健康診査を伴い、また9割を超える多胎児の出産は帝王切開となり、母体への負担が大きいにも関わらず、産後は過酷な多胎児育児の対応により、さらに母体の回復が遅れ、母体へのダメージが増し、体調不良が頻回となり、多額の医療費の出費を余儀なくされる。多胎児妊産婦への医療費が軽減されることにより、多胎児家庭の経済状況にゆとりができれば、子どもを産み育てやすい環境づくりにつながり、子どもの貧困を減少させることができる。

 具体例としては妊娠中の長期入院と頻回な妊婦健康診査の費用、多胎児出産のダメージと多胎児育児の負担が掛け合わさり、出産後の産褥期が長く続き、長期入院費と長期に渡った産褥期の全身の痛みの治療のための整体院、整骨院への費用が多額となる。

 多胎児の場合は産褥期から通院を余儀なくされるケースが多く、特に公共交通機関を混雑時間帯に利用せざるを得ない場合においてはエレベーターのない駅や車いす専用スペース（路線バス）がすでに使用中である際は乗車が厳しく困難であり、また付帯する荷物が多く、駅からの徒歩移動に関して危険を伴う。

 産前や産褥期に意見交換可能な場を設けることで、事前準備の効率化を図り、今後の生活に役立てることができる。また、多胎児育児経験者との交流会や相談会へ気軽に参加できる体制を整えることで孤立感および疲労からくる産後育児うつを抑止や虐待リスクを軽減させる効果が期待できる。

 つきましては、貴議会において、多胎児妊産婦または多胎児家庭支援に関する上記の事項について、東京都の補助金を活用するなどして実施するよう下記のとおり陳情いたします。

(裏面に続く)

記

- 1 多胎児妊産婦への医療費補助。
- 2 乳幼児健診や予防接種へのタクシー移動にかかる費用を補助すること。
- 3 多胎児育児経験者による交流会、相談支援事業などの多胎ピアサポート事業を実施すること。